

# 第1章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（第1期見直し版）の趣旨

## 第1節 目的

「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（第1期見直し版）」（以下「第1期見直し版」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、松阪市が定める法定計画です。

平成27(2015)年度に市内全域のごみ処理体系の一元化と松阪市クリーンセンターの供用を開始し、平成29(2017)年5月に「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「当初計画」という。）を策定しました。それ以降、国の「循環型社会推進基本計画（平成30年6月）」の改定があり、令和元(2019)年10月から「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号）や令和4(2022)年4月から「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年法律第60号）が施行されています。「充電式小型家電」の回収をはじめ等、新たな施策を展開しており、今後も行政、市民、販売業・飲食業等の事業者（以下「事業者」という。）がごみ削減に資する施策に主体的に取り組む必要があります。

このような背景のもと、当初計画の基本理念、「ムダなく資源が循環しているまち」を継承するものとし、松阪市から発生する一般廃棄物の処理方針等に係る諸条件に対して、大きな変動等があった場合に見直し、基本理念を達成することを目的とします。

## 第2節 第1期見直し版の位置づけ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に規定する一般廃棄物処理計画とは、市町村の一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にする一般廃棄物処理基本計画と、一般廃棄物処理基本計画に基づき年度毎に策定する一般廃棄物処理実施計画から構成されます。

一般廃棄物処理基本計画は、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画から構成され、一般廃棄物処理実施計画は、ごみ処理実施計画と生活排水処理実施計画から構成されます。

この計画は、一般廃棄物処理基本計画のうち、ごみ処理基本計画に位置づけられます。

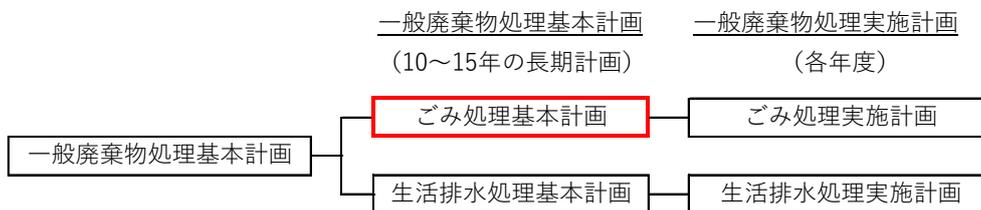


図1-1 (本計画の位置づけ)

### 第3節 計画期間及び計画目標年度

計画期間：15年間（平成29(2017)年度～令和13(2031)年度）

目標年度：中間目標年度は令和8(2026)年度

※最終処分量及び資源化率については、令和9(2027)年度に変更

最終目標年度は令和13(2031)年度

計画の見直し時期：概ね5年毎もしくは計画策定に係る諸条件に大きな変動等があった場合